

デイデポジット利用規定

1. 利用目的

このデイデポジット（以下「デイデポ」という。）は、先日付による振込・税金等諸料金を払込むため、当行の定める時間帯に利用してください。

2. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 利用方法

(1) 当店に設置されたデイデポを利用して、次の各号の取引を当行に依頼することができます。

①先日付の振込・総合振込・給与振込

②先日付の税金諸料金払込

但し、デイデポによる取引（以下「デイデポ取引」という。）は本人名義の取引で、当行の定める依頼の時限を過ぎていないのみに限ります。

(2) デイデポカードは本人が保管し、そのカードを使用してデイデポ投入口扉の開閉を行ってください。

(3) デイデポ取引を当行に依頼する場合は、次の各号の物件（以下「投入書類」という。）を当行所定のデイデポジット専用バッグ（以下「専用バッグ」という。）に入れ、デイデポに投入してください。

①デイデポ取引の依頼書

②利用明細書

③デイデポ取引の振込資金・払込資金・諸手数料に充当する小切手または払戻請求書および通帳

但し、表記記載の預金口座から預金口座振替により振込資金・払込資金・諸手数料を引落する場合はこの限りではありません。

なお、現金による取扱いはできません。

(4) 専用バッグを投入した後、デイデポの投入口扉が閉じたことを確認のうえ、デイデポカードを抜き取り、デイデポから出る利用ジャーナルを受け取ってください。

4. 当行の事務処理

(1) デイデポに投入された専用バッグ内の投入書類は、当行所定の手続により、ご指定の日に処理いたします。

(2) 前記(1)の取扱いにあたり、投入金額と利用明細書の記載内容が相違する場合、当行は処理できないことがあります。

また、つぎの各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。この場合、処理しないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

①投入書類に形式不備または記載相違等の不備があった場合

②当行が振込・払込を処理するときに、振込・払込に必要な資金の総額が、当該引落口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を越える場合

③振込・振替に必要な資金の総額と、振込資金・払込資金に充当する小切手または払戻請求書に記載の金額とが相違する場合

④表記記載の振込・払込資金引落口座（以下「引落口座」という。）が解約済の場合

5. 振込・払込資金および諸手数料の引き落とし

(1) 振込・払込資金は振込指定日の前営業日までに引落口座に入金してください。

(2) 表記記載の引落口座から預金口座振替により振込資金・払込資金・諸手数料を引落する場合は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出なしに引落口座から、所定の日に自動的に引き落とします。

6. 専用バッグ等の返却

専用バッグならびに領収書・通帳等は当行の手続終了後に返却しますので、窓口営業時間中にご来店のうえ受け取ってください。

7. デイデポカードの喪失・破損・盗難等

デイデポカードの喪失・破損・盗難等の場合には、直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

8. 届出事項の変更等

(1) 印章、名称、代表者、住所、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当店に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または、到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. 損害の負担等

デイデポ利用にあたり、災害、その他不可抗力による損害、専用バッグへの不完全な封入、デイデポ投入口扉の不完全な閉扉、デイデポカードと利用ジャーナルの取り忘れ、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、デイデポをデイデポ取引以外に利用し、その結果損害を生じても、当行は責任を負いません。

10. デイデポの修繕・移転等

このデイデポの修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行がデイデポの一時利用中止またはデイデポ・専用バッグの変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

このデイデポは、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのデイデポの使用申込をおことわりするものとします。

12. 解約等

(1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合は当行が貸与したデイデポカードおよび専用バッグは直ちに当店に返却してください。

なお、デイデポカードまたは専用バッグを失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときはデイデポカードおよび専用バッグを直ちに当店に返却してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①本人について相続の開始があったとき。

②本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる事由があるとき。

③店舗の改装、閉鎖その他の事由があるとき。

④本人がこの規定に違反したとき。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのデポの利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでデポカードおよび専用バッグは直ちに当店に返却してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 本人がデポ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

④ 前項の場合において、本人が住所変更の届出を怠る、あるいは本人が当行からの通知を受領しないなど本人の責めに帰すべき理由により、解除の通知が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に解除されたものとします。

⑤ 前2項の規定の適用により、本人に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。

また、当行に損害が生じたときは、本人がその責任を負います。

13. 譲渡・転貸等の禁止

デポの利用権は、譲渡、転貸、または質入れすることはできません。なお、デポカード、専用バッグについても同様とします。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上